

栃木県教育振興基本計画 2025 の概要

1 計画策定の趣旨

令和 3 (2021)年度から令和 7 (2025)年度までの本県教育行政の基本方向を示す。

2 計画の性格

- (1) 教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、国の第 3 期教育振興基本計画 (H30.6 閣議決定) を参酌して定めた本県の教育振興基本計画
- (2) 県政の基本指針を示した栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」や、知事が策定する栃木県教育大綱とも整合性を図りながら策定した。
- (3) 特別支援教育、生涯学習、体育・スポーツ、文化財に関する詳細については、各部門計画を別途作成した。

3 計画の期間

令和 3 (2021)年度から令和 7 (2025)年度までの 5 年間

4 計画の構成

- (1) 総論
 - ・教育をめぐる社会の状況
 - ・本計画の基本理念
 - ・基本目標
 - ・施策体系
- (2) 各論
 - ・基本施策 1 ~ 20 (施策の方向、主な取組、推進指標)

5 計画の概要 (別紙参照)

6 計画の特徴

- (1) 次代を担う子どもたちに予測困難な時代をたくましく生き抜く力を育むことを特に重視し、基本理念を「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」とした。
- (2) 那須雪崩事故のような痛ましい事故を二度と起こしてはならないという決意の下、「学びの場における安全の確保」を基本目標の I に位置付け、学校における全ての教育活動の安全管理の徹底と安全教育の充実に取り組むこととした。
- (3) 特別支援教育 (基本施策 3)、日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援 (基本施策 4)、学校教育の情報化 (基本施策 15) など、今日的な課題への対応の充実を図った。

7 計画の進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価を行う。

〔別紙〕栃木県教育振興基本計画2025の概要

【教育をめぐる社会の状況】

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策・主な取組】

人口減少・高齢化

- ・総人口の減少
- ・高齢者割合の増加
- ・若者の転出超過

求められること

- ・ふるさとへの愛情、誇りの醸成
- ・生涯学習の機会や活躍の機会の充実

技術革新

- ・社会、生活、学びの変化
- ・読解力の低下
- ・SNS等のトラブル

求められること

- ・情報活用能力等の資質・能力の育成
- ・新しい価値を創造する力の育成

グローバル化

- ・グローバル化の進展
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・外国人労働力への依存

求められること

- ・自他の文化や考え方を尊重し合う態度の育成、多文化共生社会の実現

地域コミュニティの変化

- ・人間関係の希薄化
- ・社会貢献活動への意欲
- ・学校行事参加率の高さ

求められること

- ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- ・学校を核とした地域づくりの推進

自然災害、感染症等

- ・気候変動及びその影響の拡大
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大

求められること

- ・困難を乗り越えるたくましさの育成
- ・持続可能な社会の実現

とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます

I 学びの場における安全を確保する

- 1 学校安全の徹底・充実
 - (1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上
 - (2) 校内の体制整備の強化
 - (3) 安全教育の充実

II 一人一人を大切に、可能性を伸ばす

- 2 人権尊重の精神を育む教育の充実
 - (1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備
 - (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上
 - (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実
- 3 特別支援教育の充実
 - (1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上
 - (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築
- 4 多文化共生に向けた教育の推進
 - (1) 国際教育の推進
 - (2) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導・支援の充実

III 未来を切り拓く力の基礎を育む

- 5 確かな学びを育む教育の充実
 - (1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実
 - (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成
 - (3) 確かな学力の育成
- 6 豊かな心を育む教育の充実
 - (1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実
 - (2) 子どもの読書活動の推進
- 7 健やかな体を育む教育の充実
 - (1) 体育活動の充実
 - (2) 学校保健、食育・学校給食の充実

IV 自分の未来を創る力を育む

- 8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実
 - (1) 学業指導の充実
 - (2) 教育相談・支援体制の充実
 - (3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応
- 9 社会に参画する力を育む教育の充実
 - (1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実
 - (2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進
- 10 キャリア教育・職業教育の充実
 - (1) キャリア教育の充実
 - (2) 職業教育の充実

V 豊かな学びを通して夢や志を育む

- 11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実
 - (1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実
 - (2) 伝統や文化に関する教育の充実
 - (3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実
- 12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実
 - (1) 高度な学びの機会の充実
 - (2) 産学官連携による産業教育の充実
 - (3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養
- 13 県民一人一人の生涯学習への支援
 - (1) 生涯学習推進の基盤づくり
 - (2) 生涯にわたる学びの機会の充実
 - (3) 学びを生かした地域づくりの促進
- 14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進
 - (1) 本県選手の競技力の向上
 - (2) 大会の開催によるレガシー（遺産）の継承

VI 教育の基盤を整える

- 15 学校教育の情報化の推進
 - (1) 教員のICT活用指導力の向上
 - (2) 情報モラル教育の充実
 - (3) ICT環境の充実
- 16 教員の資質・能力の向上
 - (1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進
 - (2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実
- 17 学校運営体制の充実
 - (1) 学校の指導体制の充実
 - (2) 学校における働き方改革の推進
 - (3) 教職員の保健管理の充実
- 18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
 - (1) 「ふれあい学習」の推進
 - (2) 学校と地域の連携・協働の推進
 - (3) 家庭教育への支援
- 19 魅力ある県立高校づくりの推進
- 20 学校施設・設備の整備
 - (1) 県立学校施設・設備の整備
 - (2) 公立小・中学校施設の整備促進